

## 老人クラブ運営要綱

### 1 目的

老人クラブは、老人の老後の生活を健全で豊かなものにし、老人の福祉の増進に資することを目的とすること。

### 2 組織

- (1) 老人クラブは、これに参加しようとする老人を差別することなく会員に加えるものとする。
- (2) 老人クラブは、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。
- (3) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とすること。
- (4) 会員はクラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する者とする。
- (5) 会員数は、おおむね11人以上100人以内とすること。

### 3 運営

- (1) 老人クラブの運営は、会員により民主的に行われるものとする。
- (2) 老人クラブに会員の互選による代表者1人を置くものとする。
- (3) すべての会員は、クラブ活動費に充てるため定期的に会費を納入するものとする。

### 4 活動

- (1) 老人クラブは、会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するものとする。
- (2) 老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的に行うものとする。

### 5 経理

老人クラブは、クラブ活動にかかる収入及び支出の状況を常に明確にしておくものとする。

### 6 補助金額

#### 単位老人クラブ

(40人～100人)	55,000円
(31人～39人)	46,000円
(21人～30人)	42,000円
(11人～20人)	20,000円

#### 老人クラブ連合会

基本額	200,000円
人数割	会員数×60円
特別事業	205,000円
女性部活動費	250,000円
ふれあいアンドヘルプ事業	229,000円